

提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方

子ども・子育て支援新制度では、地域で保育需要が充足されていない場合、審査基準に適合している者から保育所等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとされた。

ただし、地域の利用定員の総数が子ども・子育て支援事業計画（新・さっぽろ子ども未来プラン）において定める必要利用定員総数に既に達しているか、または超える場合には、認可しないことができることとされた。

<新・さっぽろ子ども未来プラン第5章概要>

1 新規整備の抑制

次の方法により供給量を確保できない場合に限り、新たに施設・事業を整備

- ① 既存施設の活用
可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保
- ② 区間調整
供給量>ニーズ量となっている行政区の供給量（余った供給量）を、ニーズ量>供給量となっている行政区に充当

2 目標年度

平成 30 年 4 月 1 日までに供給量>ニーズ量

3 供給量の確保の優先順位

1号～3号の供給量が不足する場合にあっては、原則として以下の順序で供給量を確保

※3号の供給量のみが不足する場合⇒⑤以下で供給量を確保

（①～④は原則として供給量の確保方策としない）

- ① 既存幼稚園・保育所からの認定こども園への移行（「幼保連携型」が最優先）
- ② 既存保育所の増築等による定員増
- ③ 既存認可外保育施設等（※1）からの認可保育所への移行
- ④ 幼保連携型認定こども園または保育所の新規整備
- ⑤ 既存認可外保育施設等からの地域型保育事業への移行
- ⑥ 地域型保育事業（※2）の新規整備
- ⑦ 地方裁量型認定こども園の新規整備

※1 既存認可外保育施設等とは、既存の認可外保育施設、事業所内保育所、平成 26 年度までに市委託事業として事業開始した保育ママ、小規模保育事業等をいう。

※2 地域型保育事業については、次の順序により確保する。

小規模保育事業 A 型⇒同 B 型⇒同 C 型・家庭的保育事業⇒事業所内保育事業